

## 告 示

### 埼玉県告示第四百三十一号

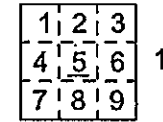
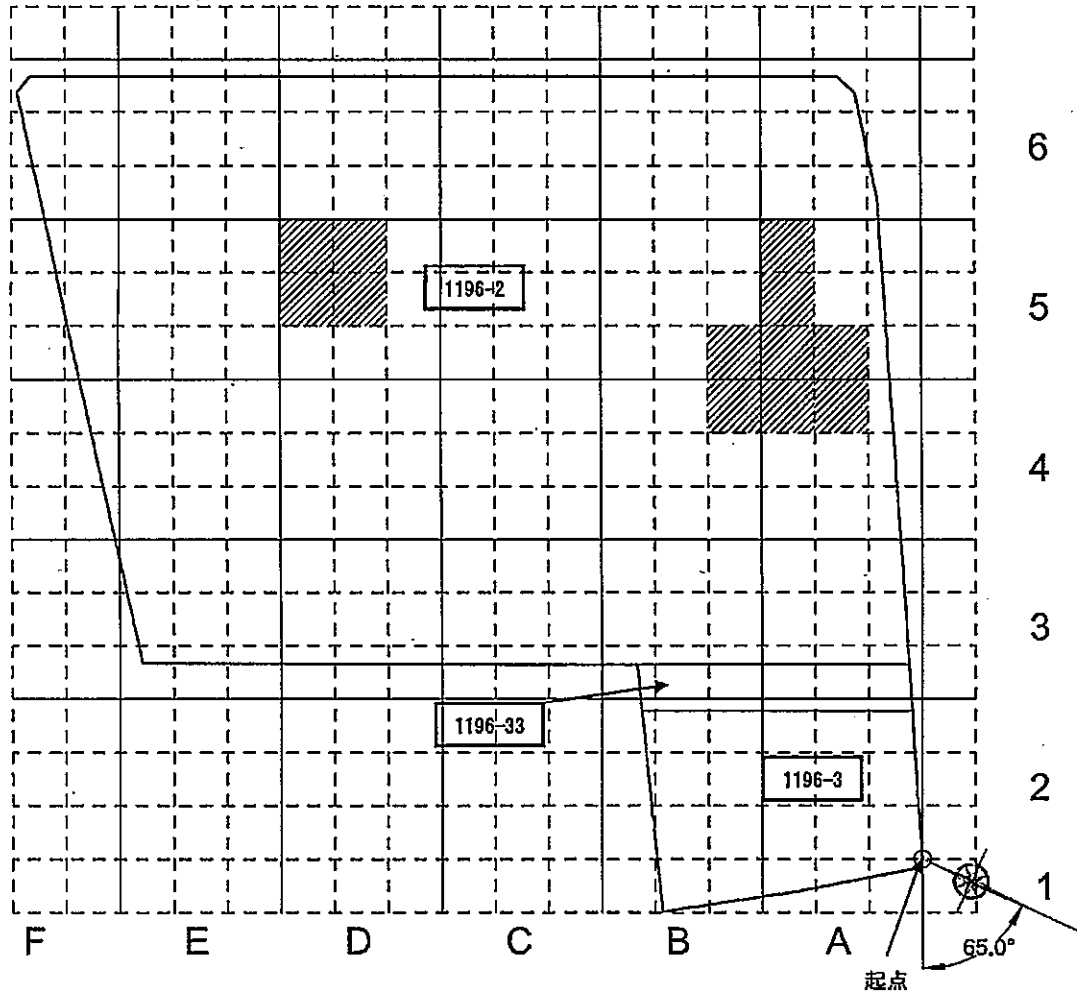
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域
- 別図のとおり（埼玉県ふじみ野市大井中央二丁目千百九十六番二の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
六価クロム化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物

# 別図



下線の区画をA1-5とする

<p><b>起点</b></p> <p>起点は、埼玉県ふじみ野市大井中央二丁目 1196-3の敷地境界の最北端</p>
<p><b>格子の回転角度 65.0度</b></p> <p>起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度。</p>
<p><b>凡例</b></p> <p>--- : 10m 格子</p> <p>— : 30m 格子</p> <p>▨ : 形質変更時要届出区域</p>